

戦略産業雇用創造プロジェクトの概要

概要(要件等)

- 雇用情勢の厳しい都道府県が提案する事業から、コンテスト方式により、産業政策と一体となった雇用創造効果が高いプラン(雇用創出目標等を設定)を選定。プランを選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、企業、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施(既存の協議会の活用等も可能)。
 - 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、ア～ウの費用の8割(エは10割)を補助(年間上限10億円)。
 - 多くの都道府県で戦略的産業分野と位置付けられ、良質で安定的な雇用を生み出す製造業を中心に想定。
- ◆提案主体に係る要件
- (イ)有効求人倍率(常用又は一般)が1.0倍未満の地域(大都市圏※を除く)
- (ロ)有効求人倍率(常用又は一般)が1.0倍未満かつ正社員有効求人倍率が全国平均値又は中央値以下の地域(大都市圏※に限る)
※「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針」において地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められない地域として列挙されている都道府県

事業内容

プロジェクトの対象となる産業分野を指定し、以下の雇用対策事業を策定、実施。

ア. 地域マネジメント強化メニュー

地域の関係者のネットワーク構築、地域の人材ニーズの把握、人材確保のための取組等、地域で雇用が創造されやすい環境を整える。

イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー

新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組を支援。

ウ. 求職者向け人材育成メニュー

地域の人材ニーズを踏まえた人材育成等を実施し、地域の雇用につなげる。

エ. 指定事業主雇入れ助成メニュー

指定された企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金に上乗せする形で労働局を通じて助成を行う。

※大都市圏においては本メニューは対象外とする。

※上記のほか、指定事業主に対しては金融機関からの低利融資を受けられる支援等を実施。

※大都市圏については、正社員の雇用を創出するための事業の実施が必須。

事業スキーム

<第3者委員会>

- ・有識者(大学教授 等)
- ・使用者団体
- ・労働者団体 等

②選抜、評価

※経産省等と連携

<厚生労働省>



③補助



①提案

<都道府県>

<労働局>



助成金

④事業の実施

【協議会】

- ※既存の協議会の活用等も想定
- 自治体(都道府県、市町村)
- 企業
- 国(労働局、経産局)
- 教育・研究機関(大学、訓練機関)
- 金融機関
- 労働者団体 等

<金融機関>



低利融資